

消防用設備等の点検結果は郵送でも報告できます！

郵送による消防用設備等の点検結果報告の留意事項

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。（総合点検終了後、おおむね15日以内に報告してください。）
- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等に書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るよう指導する場合があります。
- 4 受付日は発送日ではなく、消防署に報告書が到達して受付した日になります。

郵送時のチェックリスト

- 下関市内の建物の点検結果報告書ですか？
- 封書に正しい送付先を記載していますか？
- 封書に「消防用設備等点検結果報告書在中」と記載していますか？
※消防用設備等点検結果報告書の送付先住所一覧で確認してください。
下関市外の点検報告については、管轄の消防本部にお問い合わせください。
- 点検結果報告書に記載漏れはありませんか？
 - 届出日
 - 防火管理者欄（選任されている場合に限る）及び立会者欄
- 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか？
 - 点検票別記様式第1～第3
 - 設置している消防用設備等の点検票下記の点検票の添付漏れには特にご注意ください。
 - 点検票別記様式第23（非常電源専用受電設備）
 - 点検票別記様式第26（配線）
- 返信用封筒（切手貼付済み）は同封されましたか？
 - 副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼付
 - 宛名、返信先を記載